

富山市地域福祉計画の策定について

(1) 概要

社会福祉法第107条に基づき、地域福祉を総合的に推進するため、地域住民、民間、行政のそれぞれが果たす役割を方向づける「富山市地域福祉計画」（計画期間5年：令和6年度～令和10年度）を策定し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進するもの。

(2) 策定概要（案）

- ◎地域福祉計画に関する市民意識調査 対象：3,600人
- ◎関係団体アンケート調査 対象：約300団体
- ◎地域懇談会 実施場所：5箇所
- ◎地域福祉専門分科会 開催：3回
- ◎策定委員会 開催：3回
- ◎計画製本 計画書：500部
概要版：2,000部

(3) 策定スケジュール（案）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民意識調査				■	■							
関係団体アンケート調査				■	■							
地域懇談会				■	■							
計画素案の作成					■	■	■	■				
計画素案の修正							■	■	■			
パブリックコメント									■	■		
社会福祉審議会 地域福祉専門分科会			●								●	
策定委員会			●								●	